修学資金・奨学金

北海道看護職員養成確保修学資金について

❶ 一般修学資金制度

一定の条件により貸付を受けることができます。貸付をした修学資金は、定められた施設で定められた期間従事した場合に返還が免除されます。

対　象	貸付金額（月額）	※参考（年額）
保健師、助産師、看護師、准看護師養成施設の在学生	36,000円	432,000円

返還を免除される例

① 看護師・准看護師の場合は道内の400床未満の病院（札幌市・旭川市・函館市の病院を除く）、診療所等での看護業務
② 保健師の場合は人口5万人未満の市町村及び道立保健所での保健師業務
③ 助産師の場合は道内の病院その他の施設で助産師業務

それぞれ免許取得後、貸付を受けた期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）従事した場合は、貸付金の返済が免除されます。

❷ 特別修学資金制度

看護師養成施設等に在学していて、将来助産師、看護師として、下記の【特定病院】に勤務しようとする方に対して、一般修学資金と併せて貸付けを行うものです。

特定病院
（令和3年4月1日現在）

- 北海道立江差病院
- ＪＡ北海道厚生連倶知安厚生病院
- 深川市立病院
- 苫小牧市立病院
- 総合病院浦河赤十字病院
- 名寄市立総合病院
- 北海道社会事業協会富良野病院
- 北海道立羽幌病院
- 留萌市立病院
- ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院
- 広域紋別病院
- ＪＡ北海道厚生連遠軽厚生病院
- 市立根室病院
- 町立中標津病院

対　象	貸付金額（月額）	※参考（年額）
将来「特定病院」に勤務しようとする看護師養成施設等の在学生（一般修学資金と併せて貸付）	20,000円 （2年制の看護師養成施設は 30,000円）	240,000円 （2年制の看護師養成施設は 360,000円）

❸ 指定修学資金制度

看護師養成施設等に在学していて、将来助産師、看護師として、下記の【指定特定病院】に勤務しようとする方に対して、一般・特別修学資金と併せて貸付けを行うものです。

指定特定病院
（令和3年4月1日現在）

- ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院
- 広域紋別病院
- ＪＡ北海道厚生連遠軽厚生病院

対　象	貸付金額（月額）	※参考（年額）
将来「指定特定病院」に勤務しようとする看護師養成施設等の在学生（一般・特別修学資金と併せて貸付）	10,000円	120,000円

※ 詳しくは、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係のホームページをご覧ください。

その他

日本学生支援機構、日本看護協会、各市町村等にも奨学金や修学資金貸付制度があります。また、独自に奨学金制度のある学校もありますので、希望する学校等へお問い合わせください。なお、道庁地域医療課のホームページに市町村が実施する貸付制度等の調査結果を掲載していますので参照してください。

［市町村事業］医療従事者を目指す学生に対する修学資金貸付事業

URL ▶ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/iryoujinzaichuukousei.html